

# JAPAN P&I NEWS

No.881-17/04/03

**外航組合員各位**

## 中国一大気汚染物質排出規制エリア(ECA)の制定について(その8)

題記の件に関し、2016年12月2日付 [Japan P&I News No.858](#) をご参照下さい。

2017年1月1日より、中国の大気汚染物質排出規制エリア内の11港 (Shenzhen, Guangzhou, Zhuhai, Shanghai, Ningbo-Zhoushan, Suzhou, Nantong, Tianjin, Qinhuangdao, Tangshan 及び Huanghua) において低硫黄燃料油使用に関する規制が開始されましたが、今般、中国の法律事務所 Hai Tong & Partners より、Hebei MSA (Maritime Safety Agency、海事局)と Tianjin MSA が規制エリア内で硫黄分0.5%以上の燃料油を使用したとして外国籍船を摘発し、調査結果により過怠金が課される可能性があるとの情報がありました。

MSA は検査を強化していることから、上述の11港に寄港する際には、低硫黄燃料油使用に関する規制を遵守されますようご注意ください。

以上

日本船主責任相互保険組合